

令和8年度 茨城県一般会計予算

令和8年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,359,923,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 447,054,900
	1 県 民 税	149,408,460
	2 事 業 税	116,580,487
	3 地 方 消 費 税	99,268,140
	4 不 動 産 取 得 税	7,817,873
	5 県 た ば こ 税	3,838,444
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,573,036
	7 軽 油 引 取 税	16,566,609
	8 自 動 車 税	48,089,215
	9 鉱 区 税	3,217
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	2,699,341
	11 狩 猟 税	32,474
	12 旧 法 に よ る 税	177,604
2 利 子 割 清 算 金		1,426,501
	1 利 子 割 清 算 金	1,426,501
3 地 方 消 費 税 清 算 金		162,575,258
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	162,575,258
4 地 方 譲 与 税		72,235,443
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	68,591,688
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,888,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	93,000

	4 自動車重量譲与税	566,809
	5 森林環境譲与税	94,946
	6 航空機燃料譲与税	1,000
5 地方特例交付金		19,800,000
	1 地方特例交付金	19,800,000
6 地方交付税		224,700,000
	1 地方交付税	224,700,000
7 交通安全対策特別交付金		656,000
	1 交通安全対策特別交付金	656,000
8 分担金及び負担金		7,583,967
	1 分担金	570,383
	2 負担金	7,013,584
9 使用料及び手数料		15,563,515
	1 使用料	11,097,761
	2 手数料	836,757
	3 証紙収入	3,628,997
10 国庫支出金		152,514,911
	1 国庫負担金	56,765,296
	2 国庫補助金	94,043,896
	3 委託金	1,705,719
11 財産収入		2,808,662
	1 財産運用収入	2,138,623
	2 財産売却収入	670,039
12 寄附金		1,474,771
	1 寄附金	1,474,771

13 繰 入 金		55,342,786
	1 特 別 会 計 繰 入 金	425,387
	2 基 金 繰 入 金	54,917,399
14 繰 越 金		5,000,000
	1 繰 越 金	5,000,000
15 諸 収 入		108,406,759
	1 延滞金、加算金及び過料	444,418
	2 県 預 金 利 子	305,132
	3 公営企業貸付金元利収入	43,906
	4 貸 付 金 元 利 収 入	91,168,943
	5 受 託 事 業 収 入	3,304,056
	6 収 益 事 業 収 入	7,343,594
	7 雑 入	5,796,710
16 県 債		82,780,300
	1 県 債	82,780,300
歳 入 合 計		1,359,923,773

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		2,022,021
	1 議 会 費	2,022,021
2 総 務 費		49,639,786
	1 総 務 管 理 費	31,892,995
	2 徴 税 費	13,958,745
	3 市 町 村 振 興 費	1,640,823
	4 選 挙 費	1,415,081
	5 人 事 委 員 会 費	153,054
	6 監 査 委 員 費	179,088
	7 諸 費	400,000
3 企 画 開 発 費		16,507,301
	1 企 画 費	10,070,204
	2 開 発 費	5,850,517
	3 統 計 調 査 費	586,580
4 生 活 環 境 費		19,258,413
	1 生 活 文 化 費	1,845,779
	2 環 境 保 全 費	17,412,634
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		5,744,567
	1 防 災 費	4,862,111
	2 災 害 救 助 費	882,456
6 保 健 医 療 費		146,096,408
	1 保 健 医 療 費	113,535,777
	2 保 健 所 費	4,276,706

	3 医 藥 費	12,865,787
	4 環 境 衛 生 費	1,375,844
	5 公 衆 衛 生 費	14,042,294
7 福 祉 費		95,779,502
	1 福 祉 政 策 費	3,537,002
	2 生 活 保 護 費	5,510,450
	3 障 害 福 祉 費	37,890,844
	4 長 寿 福 祉 費	4,187,290
	5 児 童 福 祉 費	44,653,916
8 勞 働 費		7,592,149
	1 勞 働 政 策 費	4,179,742
	2 産 業 人 材 育 成 費	3,282,632
	3 勞 働 委 員 会 費	129,775
9 農 林 水 産 業 費		44,072,766
	1 農 業 費	13,869,587
	2 畜 産 業 費	2,785,569
	3 林 業 費	5,850,798
	4 水 産 業 費	4,395,575
	5 農 地 費	17,171,237
10 営 業 戦 略 費		7,252,023
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,124,241
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	4,176,641
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,951,141
11 立 地 推 進 費		14,646,798
	1 立 地 推 進 費	14,646,798

12 商 工 費		92,542,812
	1 産 業 政 策 費	86,091,162
	2 技 術 振 興 費	3,183,642
	3 中 小 企 業 費	3,268,008
13 土 木 費		100,617,222
	1 土 木 管 理 費	4,631,043
	2 道 路 橋 梁 費	62,209,569
	3 河 川 海 岸 費	19,697,678
	4 港 灣 費	5,117,357
	5 都 市 計 画 費	4,902,433
	6 住 宅 費	4,059,142
14 警 察 費		71,790,109
	1 警 察 管 理 費	65,173,806
	2 警 察 活 動 費	6,616,303
15 教 育 費		322,460,506
	1 教 育 総 務 費	73,174,384
	2 小 学 校 費	88,217,685
	3 中 学 校 費	49,323,230
	4 高 等 学 校 費	64,612,051
	5 特 別 支 援 学 校 費	32,113,534
	6 社 会 教 育 費	5,017,366
	7 保 健 体 育 費	10,002,256
16 災 害 復 旧 費		789,205
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	139,323
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		163,269,727
	1 公 債 費	163,269,727
18 諸 支 出 金		198,842,458
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,801,126
	2 利子割交付金	1,054,663
	3 地方消費税清算金	95,032,019
	4 地方消費税交付金	82,390,990
	5 配当割交付金	3,891,455
	6 株式等譲渡所得割交付金	4,843,355
	7 環境性能割交付金	36,141
	8 法人事業税交付金	8,679,971
	9 公営企業貸付金	96,610
	10 利子割清算金	1,016,128
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,359,923,773

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和8年度 至 令和18年度	元金1,189,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和28年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
い ば ら き 消 防 指 令 セ ン タ ー 通 信 指 令 機 器 更 新 事 業 費 用 負 担 協 定	いばらき消防指令センター通信指令機器更新事業に係る費用負担について、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会と協定を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	392,700千円
古 河 保 健 所 新 築 工 事 請 負 契 約	古河保健所新築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	747,617千円
つ く ば 保 健 所 改 築 工 事 請 負 契 約	つくば保健所改築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	822,803千円
潮 来 保 健 所 新 築 工 事 請 負 契 約	潮来保健所新築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 9 年 度	718,963千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額300万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和9年度 至 令和13年度	927,000千円

医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和15年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	18,000千円
地域医療薬剤師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和9年度 至 令和13年度	12,000千円
病院薬剤師奨学金返済 支援事業費補助	茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金制度に基づき、薬剤師不足地域内の病院で新たに勤務を開始した薬剤師が独立行政法人日本学生支援機構等に対して奨学金を返済した額の一部を補助する。	自 令和9年度 至 令和15年度	16,500千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	54,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	58,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	270,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和20年度	71,000千円

再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	44,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和23年度	56,000千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和14年度	1,250千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	14,388千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	3,498千円
水戸産業技術専門学院 実習棟建設 工事請負契約	水戸産業技術専門学院の実習棟建設に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	1,725,210千円
つくば国際会議場 大ホール設備更新 業務委託契約	つくば国際会議場の大ホール設備更新業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	238,439千円
野菜価格安定対策 事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和8年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和8年度 至 令和9年度	243,842千円
農業近代化資金 利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和28年度	融資総額32億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額

農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和23年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和8年度において1億1千万円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和9年度 至 令和20年度	融資総額1億1千万円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第4条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和11年度以降	44,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和28年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和31年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和8年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和9年度 至 令和11年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	400,000千円
県営かんがい排水事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和10年度	600,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道123号、東茨城郡城里町御前山地先の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	1,000,000千円
地方道路整備業務委託契約	主要地方道野田牛久線、守谷市大柏地内の地方道路整備に係る委託契約を締結する。	令和9年度	290,000千円

地方道路整備費用負担協定	主要地方道野田牛久線、守谷市大柏地先の地方道路整備に係る費用負担について、千葉県知事と協定を締結する。	令和9年度	120,000千円
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業工事請負契約	常陸太田市道0139号線、常陸太田市真弓町地内の常陸太田工区外1箇所の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和11年度	9,990,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂市額田南郷地内の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和9年度 至 令和15年度	7,000,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川桜川、つくば市小田地先外5箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	700,000千円
茨城県土地開発公社事業資金借入金債務保証	新県立病院建設用地先行取得等に係る金融機関の茨城県土地開発公社に対する事業運営資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を金融機関と締結する。	自 令和8年度 至 令和13年度	3,230,000千円
県営住宅建設工事請負契約	大島アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	832,100千円
県立学校外構工事請負契約	(仮称)神栖特別支援学校の外構工事に係る工事請負契約を締結する。	令和9年度	379,593千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	473千円
近代美術館展覧会開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	2,200千円
陶芸美術館展覧会開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	5,500千円
放置車両確認等事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和9年度	26,308千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	292,900	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	411,900			
土地改良事業	2,987,300			
河川事業	12,542,700			
海岸整備事業	165,300			
砂防事業	72,300			
急傾斜地崩壊対策事業	269,500			
港湾整備事業	1,311,800			
道路橋梁整備事業	25,961,600			
街路事業	1,600			
空港整備事業	93,300			
放課後児童クラブ整備事業	61,200			
産業技術専門学院整備事業	904,700			
栽培漁業センター施設整備事業	42,400			
体育施設整備事業	122,900			
公営住宅建設事業	606,900			
過年補助災害復旧事業	18,000			
現年補助災害復旧事業	185,300			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	15,000			
児童福祉施設整備事業	25,100			
老人福祉施設整備事業	521,800			

障害福祉施設整備事業	369,200			
総合福祉会館整備事業	316,400			
青少年会館整備事業	2,600			
県庁舎等整備事業	614,300			
交通安全施設整備事業	1,085,200			
警察施設整備事業	2,376,400			
公園事業	516,700			
高校整備事業	5,230,100			
文化施設整備事業	660,700			
社会教育施設整備事業	409,100			
特別支援学校整備事業	2,403,700			
空港周辺整備事業	102,100			
地域鉄道設備等整備事業	37,500			
災害救助対策事業	2,700			
被災者生活再建支援基金出資金	848,900			
狩猟者研修センター整備事業	41,100			
鳥獣センター整備事業	4,800			
消防施設整備事業	61,300			
県立医療大学設備整備事業	422,300			
感染症指定医療機関施設整備事業	251,600			
農業大学校施設整備事業	177,800			
農業総合センター施設整備事業	23,300			
農業改良普及センター施設整備事業	10,400			
土地改良事務所施設整備事業	26,600			
自然観察施設整備事業	18,000			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	22,400			

繊維高分子研究所整備事業	63,700			
笠間陶芸大学校整備事業	1,300			
いばらき量子ビーム研究センター整備事業	9,900			
つくば国際会議場整備事業	104,100			
県民文化センター施設整備事業	159,900			
霞ヶ浦環境科学センター整備事業	299,200			
園芸リサイクルセンター整備事業	73,500			
園芸種苗センター施設整備事業	4,700			
原種苗センター整備事業	12,800			
畜産センター施設整備事業	10,300			
家畜保健衛生所施設整備事業	4,000			
林業技術センター施設整備事業	4,300			
水産試験場施設整備事業	90,700			
保健所施設整備事業	1,490,000			
食肉衛生検査所施設整備事業	900			
動物指導センター施設整備事業	1,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	2,400			
公共処分場整備事業	4,251,600			
地域活性化事業	174,200			
デジタル活用推進事業	1,418,400			
防災対策事業	492,700			
地方道路等整備事業	7,874,600			
緊急防災・減災事業	689,700			
上水道事業出資金	2,290,000			40年以内 (据置期間を含む。)
県央地域工業用水道事業	315,800			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)
合計	82,780,300			

令和 8 年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和 8 年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,299,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		25,299,050 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	24,373,661
	2 繰 入 金	314,090
	3 繰 越 金	611,299
歳 入 合 計		25,299,050

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		25,299,050 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	24,200,118
	2 積 立 金	19,159
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	879,773
歳 出 合 計		25,299,050

令和8年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和8年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,469,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	79,325,600 ^千	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	79,325,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		143,469,671 ^{千円}
	1 財 産 収 入	565,706
	2 繰 入 金	63,578,365
	3 県 債	79,325,600
歳 入 合 計		143,469,671

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		143,469,671 ^{千円}
	1 公 債 費	143,469,671
歳 出 合 計		143,469,671

令和 8 年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ729,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		729,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	728,999
歳 入 合 計		729,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		729,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	728,000
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		729,000

令和 8 年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和 8 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,999,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,999,551 ^{千円}
	1 事 業 収 入	908,261
	2 財 産 収 入	334,191
	3 繰 越 金	1,317,740
	4 諸 収 入	418,002
	5 使 用 料	1,357
	6 国 庫 支 出 金	20,000
歳 入 合 計		2,999,551

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,999,551 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,999,365
	2 公 債 費	990,186
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,999,551

令和8年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和8年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,644,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 323,200	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	323,200			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,644,939 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,869,052
	2 財 産 収 入	1,278
	3 繰 入 金	1,418,090
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	3,319
	6 県 債	323,200
歳 入 合 計		3,644,939

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 費		3,644,939 ^{千円}
	1 病 院 運 営 費	3,207,797
	2 研 究 研 修 費	6,242
	3 公 債 費	428,400
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,644,939

令和 8 年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,728,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		237,728,345 ^{千円}
	1 負担金	74,764,441
	2 国庫支出金	65,256,119
	3 財産収入	23,104
	4 繰入金	14,242,288
	5 繰越金	3,458,912
	6 諸収入	79,983,481
歳入合計		237,728,345

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		237,728,345 ^{千円}
	1 国民健康保険費	236,494,687
	2 積立金	1,233,558
	3 予備費	100
歳出合計		237,728,345

令和8年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		196,930 ^{千円}
	1 繰入金	2,720
	2 貸付返納金	101,670
	3 繰越金	92,526
	4 諸収入	14
歳入合計		196,930

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		196,930 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	195,164
	2 予備費	1,766
歳出合計		196,930

令和 8 年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ803,213千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		803,213 ^{千円}
	1 繰 入 金	29,116
	2 繰 越 金	5,222
	3 諸 収 入	768,875
歳 入 合 計		803,213

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		803,213 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	799,514
	2 予 備 費	3,699
歳 出 合 計		803,213

令和 8 年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,113千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		18,113 ^{千円}
	1 繰 入 金	4,227
	2 繰 越 金	9,740
	3 諸 収 入	4,146
歳 入 合 計		18,113

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		18,113 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	13,863
	2 業 務 勘 定 支 出	4,244
	3 予 備 費	6
歳 出 合 計		18,113

令和 8 年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		71,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	70,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		71,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		71,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		71,343

令和 8 年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		51,343 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,339
	2 繰 越 金	34,807
	3 諸 収 入	15,197
歳 入 合 計		51,343

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		51,343 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	50,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,339
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		51,343

令和8年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和8年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,006,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 7,561,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	7,561,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		12,006,163 ^{千円}
	1 使 用 料	1,796,409
	2 財 産 収 入	423,868
	3 繰 入 金	2,071,253
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	151,033
	6 県 債	7,561,600
歳 入 合 計		12,006,163

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		12,006,163 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	133,454
	2 港 湾 管 理 費	1,929,242
	3 港 湾 振 興 費	51,584
	4 港 湾 建 設 費	5,783,200
	5 公 債 費	4,106,683
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		12,006,163

令和 8 年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,560,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		7,560,160 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	15,000
	3 負担金	50,740
	4 財産収入	5,888,694
	5 繰越金	1,027,147
	6 諸収入	578,569
歳 入 合 計		7,560,160

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		7,560,160 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	4,726,035
	2 鳥名・福田坪開発事業費	935,186
	3 上河原崎・中西開発事業費	1,860,154
	4 阿見・吉原開発事業費	38,785
歳 出 合 計		7,560,160

令和8年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	385人	年間	140,525人
外来	1日平均	900人	年間	218,700人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	212人	年間	77,082人
外来	1日平均	283人	年間	68,227人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,525人
外来	1日平均	215人	年間	51,850人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	140,736千円
第1項 医業外収益	140,736千円
第2款 中央病院事業収益	21,032,575千円
第1項 医業収益	18,003,230千円
第2項 医業外収益	3,019,345千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,269,426千円
第1項 医業収益	3,207,528千円
第2項 医業外収益	1,060,898千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,332,174千円
第1項 医療収益	62,545千円
第2項 医療外収益	1,268,629千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	140,736千円
第1項 医療費用	140,731千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	21,828,360千円
第1項 医療費用	21,563,112千円
第2項 医療外費用	245,248千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,456,237千円
第1項 医療費用	4,373,844千円
第2項 医療外費用	75,393千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,350,419千円
第1項 医療費用	1,279,901千円
第2項 医療外費用	68,518千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,060,959千円は、過年度分損益勘定留保資金956,325千円及び当年度分損益勘定留保資金104,634千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	2,653,497千円
第1項 企業債	2,339,800千円
第2項 負担金	303,697千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	763,423千円
第1項 企業債	649,900千円
第2項 負担金	113,371千円
第3項 国庫補助金	152千円
第3款 こども病院資本的収入	1,306,371千円
第1項 企業債	1,199,000千円
第2項 負担金	102,775千円

第3項 国庫補助金	4,596千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	3,497,797千円
第1項 建設改良費	2,890,403千円
第2項 償 還 金	607,394千円
第2款 ころの医療センター 資本的支出	877,161千円
第1項 建設改良費	650,239千円
第2項 償 還 金	226,742千円
第3項 投 資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,409,292千円
第1項 建設改良費	1,203,743千円
第2項 償 還 金	205,549千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新県立病院建設用地先行取得等委託契約	自 令和8年度 至 令和13年度	3,230,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立中央病院整備事業	2,339,800 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立ころの医療センター整備事業	649,900			
県立こども病院整備事業	1,199,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 14,370,660千円
- (2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	4,742,475千円
燃料	81,111千円
計	4,823,586千円

2 こころの医療センター事業

薬品	157,544千円
診療材料	34,087千円
燃料	564千円
計	192,195千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療情報機器	電子カルテシステム	1 式

令和8年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	32市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	146,484,053m ³
(3) 1日平均給水量	401,326m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	10,014,191千円
鹿行広域水道事業	469,217千円
県中央広域水道事業	5,057,802千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	20,204,422千円
第1項 営業収益	17,676,740千円
第2項 営業外収益	2,268,716千円
第3項 特別利益	258,966千円
支 出	
第1款 事業費用	21,117,094千円
第1項 営業費用	19,602,536千円
第2項 営業外費用	866,642千円
第3項 特別損失	635,916千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,601,168千円は、過年度分損益勘定留保資金12,873,450千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額727,718千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,949,630千円
第1項 国庫補助金	3,124,657千円
第2項 企業債	1,657,100千円
第3項 出資金	2,290,000千円
第4項 負担金	70,000千円
第5項 他会計補助金	105,063千円
第6項 長期借入金	96,610千円

第7項 関連事業収入	606,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	21,550,798千円
第1項 建設改良費	15,541,210千円
第2項 資産購入費	2,448,282千円
第3項 償 還 金	3,202,809千円
第4項 補助金返還金	358,497千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和9年度	2,888,579 ^{千円}
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	676,170
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	92,268
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	32,780
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和9年度	7,370
水道事業認可申請書作成業務委託契約	令和9年度	267,366
企業局財務会計システム構築業務委託契約	令和9年度	86,170

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	1,657,100 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 職員給与費等 | 1,172,262千円 |
| (2) 交際費 | 149千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,534千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和8年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	248事業所
(2) 年間総給水量	330,271,710㎡
(3) 1日平均給水量	904,854㎡
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	433,406千円
鹿島工業用水道事業	2,893,138千円
県南西広域工業用水道事業	3,079,922千円
県央広域工業用水道事業	3,066,014千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,598,377千円
第1項 営業収益	12,054,551千円
第2項 営業外収益	1,543,826千円
支 出	
第1款 事業費用	12,657,328千円
第1項 営業費用	12,122,061千円
第2項 営業外費用	524,767千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,311,925千円は、過年度分損益勘定留保資金7,202,500千円、当年度分消費税等資本的収支調整額530,842千円及び建設改良積立金578,583千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	7,149,665千円
第1項 国庫補助金	188,400千円
第2項 企業債	4,392,900千円
第3項 負担金	2,568,365千円
支 出	
第1款 資本的支出	15,461,590千円
第1項 建設改良費	9,472,480千円

第2項 資産購入費	4,805,579千円
第3項 償還金	1,033,645千円
第4項 補助金返還金	129,362千円
第5項 基金積立金	20,524千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,090,000 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令 和 9 年 度	1,347,682
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,900,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 水 道 事 業	4,392,900 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 741,842千円 |
| (2) 交 際 費 | 97千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,792千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和8年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

阿見東部土地造成事業

土地分譲 20,000㎡

坂東山地区土地造成事業

土地分譲 203,000㎡

土地造成費 3,551,954千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地分譲 572,000㎡

土地造成費 1,267,100千円

阿見実穀地区
土地造成事業

阿見町実穀・小池・
荒川本郷地区

680,000㎡

土地造成費 17,306,512千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 24,464,974千円

第1項 営業収益 24,343,217千円

第2項 営業外収益 121,757千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 23,943,862千円

第1項 営業費用 23,414,043千円

第2項 営業外費用 527,419千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,815,312千円は、過年度分損益勘定留保資金1,815,312千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 20,916,454千円

第1項 企業債	20,717,200千円
第2項 受託工事収入	195,677千円
第3項 関連事業収入	3,577千円
支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	22,731,766千円
第1項 土地造成費	22,125,566千円
第2項 償還金	606,200千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿見実穀地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和9年度 至 令和11年度	千円 8,442,992

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 20,717,200	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 57,306千円

(2) 交際費 4千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土地	工業団地用地	680,000㎡
(阿見町実穀・小池・荒川本郷)			

令和8年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	45,889,601m ³
(2) 1日平均処理水量	125,725m ³
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,739,816千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費150,000千円の財源に充てるため、企業債75,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 事業収益	3,806,858千円
第1項 営業収益	3,062,554千円
第2項 営業外収益	744,271千円
第3項 特別利益	33千円
支 出	
第1款 事業費用	3,719,823千円
第1項 営業費用	3,615,870千円
第2項 営業外費用	102,893千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,187,294千円は、過年度分損益勘定留保資金955,439千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額231,855千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,850,752千円
第1項 国庫補助金	616,552千円
第2項 企業債	1,233,200千円
第3項 負担金	1,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,038,046千円
第1項 建設改良費	2,739,816千円
第2項 資産購入費	37,433千円
第3項 償還金	260,797千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,450,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下水道事業	1,308,200 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 229,350千円

令和8年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	130,946,000m ³
(2) 1日平均処理水量	358,756m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	5,972,338千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,524,366千円
第1項 営業収益	9,966,520千円
第2項 営業外収益	7,536,938千円
第3項 特別利益	20,908千円
支 出	
第1款 事業費用	17,503,745千円
第1項 営業費用	17,174,428千円
第2項 営業外費用	318,180千円
第3項 特別損失	7,137千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,445,758千円は、過年度分損益勘定留保資金1,198,095千円、当年度分損益勘定留保資金44,982千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額202,681千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,668,604千円
第1項 国庫補助金	3,159,479千円
第2項 企業債	2,160,200千円
第3項 負担金	1,290,170千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	19千円
第6項 その他補助金	58,656千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,114,362千円
第1項 建設改良費	5,972,338千円

第2項 資産購入費	33,076千円
第3項 償還金	2,097,619千円
第4項 基金積立金	11,329千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,928,180 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,336,698
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	1,487,700
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	297,000
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	自 令和9年度 至 令和10年度	773,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	2,160,200 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 637,398千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,341,233千円である。